

HBA\_2025年度（別紙1） 対象経費基準【基盤強化推進費 事業運営費】

科目	①会議費	②旅費交通費	③通信運搬費	④消耗品費	⑤器具備品費	⑥印刷製本費	⑦賃借料	⑧広告宣伝費	⑨謝礼金	⑩保険料	⑪支払手数料	⑫報償費	⑬食糧費	⑭雑費	⑮その他
<p>対象経費内容（HBA）</p>	<p>(1)事業の打合せや会議開催に係る費用を言う。</p> <p>(2)会場会議室の使用料等</p> <p>(3) 会議出席に対する日当は、2,000円（基本交通費含む）とする。基本交通費とは、出席のために必要な移動往復距離40km以内をいう。（距離の試算は、「Yahoo地図」による。）ただし、その参加者の移動距離が基本交通費基準を超える場合、①ア～エに示す交通費加算額を支払うことが出来る。</p> <p>① 往復移動距離が40km以上100km（「Yahoo地図」ルート→自動車・検索「おすすぬ」により試算する距離を準用）未済の場合</p> <p>ア 40km以上60km未満 加算交通費支払い額【500円】</p> <p>イ 60km以上80km未満 加算交通費支払い額【1,000円】</p> <p>ウ 80km以上100km未満 加算交通費支払い額【1,500円】</p> <p>・アの場合：日当2,000円＋交通費加算額500円＝2,500円】</p> <p>・イの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,000円＝3,000円</p> <p>・ウの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,500円＝3,500円】</p> <p>居住地と開催地の往復移動距離が100km以上の場合、</p> <p>エ 100km以上【（「Yahoo地図」ルート→自動車・検索「おすすぬ」）（試算往復距離－40km）×37円】</p> <p>「例」：（片道111.88km×2－40km）×37円＝6,799円＋日当2,000円＝8,799円→8,800円（100円単位に四捨五入）</p> <p>※ 旅費の算出方法が分からない場合、本協会事務局に確認し清算してください</p> <p>(4)飲料および軽食の提供が必要な場合、（2時間程度の会議等）「300円以内税込」とする。</p> <p>(5)会議およびその他競技会等業務に掛かる時間が3時間以上となり、食事が必要と認められる時間帯の場合、食糧費の上限は「800円飲料・消費税込み実費」とする。尚、その場合の日当（交通費含む）は、専務理事が別に定める。</p> <p>(6)リモート（ZOOM）会議等への参加日当は、1,000円/回とする。</p>	<p>(1)選手、指導者、審判員、講師、スタッフ等で、活動の実施に要する人員の旅費、日当（鉄道運賃、バス運賃、航空運賃、自動車ガソリン代、高速代、宿泊費等）※HBA旅費規程に準ずる。</p> <p>(2)招集審判員の交通費：HBA旅費規程の80%を上限とする。</p> <p>(3)審判員稼働の宿泊費 10,000円/泊</p> <p>(4)競技会稼働役員の日当（交通費含む）は、以下に定める。</p> <p>① 競技会等の各種事業活動の日当は、原則2,000円（基本交通費含む）とする。ただし、その参加者の移動距離が基本交通費基準を超える場合、②ア～エに示す交通費加算額を支払うことが出来る。また、競技会等の各種事業活動が長時間となる場合、その日当は、3,500円を上限とし、その額は、事業の状況を考慮し、決定する。</p> <p>② 往復移動距離が40km以上100km（「Yahoo地図」により試算する距離を準用）未済の場合</p> <p>ア 40km以上60km未満 加算交通費支払い額【500円】</p> <p>イ 60km以上80km未満 加算交通費支払い額【1,000円】</p> <p>ウ 80km以上100km未満 加算交通費支払い額【1,500円】</p> <p>・アの場合：日当2,000円＋交通費加算額500円＝2,500円】</p> <p>・イの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,000円＝3,000円</p> <p>・ウの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,500円＝3,500円】</p> <p>居住地と開催地の往復移動距離が100km以上の場合、</p> <p>エ 100km以上【（「Yahoo地図」ルート→自動車・検索「おすすぬ」）（試算往復距離－40km）×37円】</p> <p>「例」：（片道111.88km×2－40km）×37円＝6,799円＋日当2,000円＝8,799円→8,800円（100円単位に四捨五入）</p> <p>※ 旅費の算出方法が分からない場合、本協会事務局に確認し清算してください</p> <p>(5)競技会に稼働する運営役員は、当該競技会に参加チームスタッフ・選手、ならびに稼働する審判員およびその他の業務（マンツーマンディレクターおよびマンツーマンコミッショナー等）と重複しないことが望ましい。ただし、競技会運営上重複が必要な場合、日当等の支払いおよびその額は、専務理事が別に定める。</p>	<p>(1)大会要項・組合せ等発送料。ただし大会要項・組合せ等はTeamJBAを活用・HPに掲載等で、資料の郵送料等経費削減を図る。</p> <p>(2)活動に伴うインターネット接続費やシステム利用代金等</p> <p>(3)公式ホームページの運用・維持に係る費用（JBA310万円関連）</p>	<p>(1)筆記用具類、コピー用紙等事務用消耗品</p> <p>(2)スコアシート、ラインテープ、リングネット等競技に係る消耗品</p> <p>※大会毎に筆記用具類を購入し、大会毎に使い回すこと。</p> <p>(3)会場暖房用、灯油購入代</p> <p>(4)感染症対策に伴うマスク、消毒液購入費等</p> <p>(5)ごみ袋</p> <p>(6)トイレットペーパー</p>	<p>(1)3万円以上の場合は、HBAに相談して下さい。</p> <p>(2)キッズ対象活動事業に関する備品(キッズボール等)</p> <p>・器具備品費の購入は、下記条件全てを満たす場合のみ</p> <p>①備品/資産管理台帳を作成の上管理し個人所有とならないこと。</p> <p>②備品/資産管理台帳の提出</p>	<p>(1)事業に関連する開催要項・チラシ・ポスター等</p> <p>(2)プログラム印刷代</p> <p>(3)プログラムコピー代</p>	<p>(1)施設・用具等の借上料等</p> <p>(2)バス会社へ支払う貸切バス利用料等</p> <p>(3)会場清掃料・観客席が飲食を利用した際の清掃料</p> <p>(4)リース料、レンタル料等物品を賃貸するための支出</p>	<p>(1)大会・イベント用ポスター印刷代</p> <p>(1)大会・イベント用ポスター印刷代</p> <p>(1)審判員、講師等で、活動の実施に要する人員に対して支払う謝金・雑給上限額（所得税込）※競技会事業</p> <p>(2)審判謝金：上限額/試合 S:3,000円、A:2,000円、B:1,500円、C:1,000円、D:500円</p> <p>(3)団体(チーム・クラブ・学校)による諸謝金の扱いとなる。</p> <p>・学校施設使用料：上限10,000円/1泊/日</p> <p>・コート設営費 上限10,000円/コート（※ラインが引いてある場合は「半額」）</p> <p>・TO謝礼 上限6,000円/試合</p> <p>(4)ドクター・看護師・PT(理学療法士)含む 6,000円/日</p> <p>(5)マンツーマンディレクターおよびマンツーマンコミッショナーの稼働者の謝金は、1日稼働される場合は、日当で支払う。</p> <p>※諸謝金と日当との二重払いはいししない。</p> <p>(6)会場整備費（駐車場警備費）</p>	<p>①大会・講習会に関する保険料</p> <p>①金融機関への振込手数料・両替手数料等</p> <p>①チームの表彰物購入／レプリカ・優勝カップ・備購入代等)</p> <p>②選手(個人賞)への表彰物購入／メダル・トロフィー代等)</p> <p>③賞状印刷、及び購入代</p>	<p>①競技会、講習会等におけるスタッフ等、役員への弁当(お茶代含む)代等は、一人800円(消費税込)までとする。</p> <p>②原則、審判稼働並びに業務がお昼を跨ぐ場合、食糧費500円を上限に支払うことができる</p> <p>③PT(理学療法士)が、使用する飲料・水代</p>	<p>①茶菓代等</p> <p>②ゴミ回収費・管理者が処理する場合</p> <p>③ゴミ処理場まで持参した際のごみ処理代</p> <p>④クリーニング代</p> <p>⑤大会委託料</p>	<p>①大会中止の際、参加費の返金</p>			

HBA\_2025年度（別紙2）対象経費基準【一般管理費】

科目	①役員報酬	②給与手当	③賞与	④雑給	⑤法定福利費	⑥会議費	⑦旅費交通費	⑧通信運搬費	⑨消耗品費	⑩修繕費	⑪印刷製本費	⑫賃借料	⑬水道光熱費	⑭租税公課	⑮謝礼金	⑯委託金	⑰保険料	⑱器具備品費	⑲負担金	⑳支払手数料	㉑報償費	㉒農巾費	㉓雑費	㉔その他
対象経費内容（HBA）	・理事、監事に対する給与・賞与・謝金 ※給与総額（通勤手当を除く）を対象経費とする。	・職員に対する給与 ※給与総額（通勤手当を除く）を対象経費とする。	・職員に対する給与 ※給与総額（通勤手当を除く）を対象経費とする。	・アルバイトやパートに支払う給料 ※給与総額（通勤手当を除く）を対象経費とする。	・厚生年金、健康保険、労働保険（雇用保険、労災保険等）の支払額の50%	・理事会、評議員会、部会、委員会等に係る以下費用 (1)会場会議室の使用料等 (2)会議資料等のコピー代等 (3)飲料および軽食の提供が必要な場合、(2時間程度の会議等)「300円以内税込」とする。 (4)会議およびその他競技会等業務に掛かる時間が3時間以上となり、食事が必要と認められる時間帯の場合、食糧費の上限は「800円飲料・消費税込み実費」とする。尚、その場合の日当（交通費含）は、専務理事が別に定める。	・理事会、評議員会、部会、委員会等の宿泊、交通費 ※HBA旅費規程に準ずる。 (1)出席者の宿泊、交通費 (2)常勤職員やアルバイト、パート等の通勤手当 (3)大会役員は、理事会で派遣者を決定する。その費用は一般管理とする (4)会議出席役員、競技会稼働役員の日当（交通費含）および食糧費支出について、以下に定める。 ① 会議出席に対する日当は、2,000円（基本交通費含む）とする。基本交通費とは、出席のため必要な移動往復距離40km以内をいう。（距離の試算は、『Yahoo地図』ルート→自動車・検索「おすすめ」）（試算往復距離＝40km）×37円）による。）ただし、その参加者の移動距離が基本交通費基準を超える場合、②ア～エに示す交通費加算額を支払うことが出来る。 ② 競技会等の各種事業活動の日当は、原則2,000円（基本交通費含む）とする。ただし、その参加者の移動距離が基本交通費基準を超える場合、②ア～エに示す交通費加算額を支払うことが出来る。また、競技会等の各種事業活動が長時間となる場合、その日当は、3,500円を上限とし、その額は、事業の状況を考慮し、決定する。 ③ 往復移動距離が40km以上100km（『Yahoo地図』ルート→自動車・検索「おすすめ」）（試算往復距離＝40km）×37円）により試算する距離を準用）未済の場合ア 40km以上60km未満 加算交通費支払い額【500円】 イ 60km以上80km未満 加算交通費支払い額【1,000円】 ウ 80km以上100km未満 加算交通費支払い額【1,500円】 ・アの場合：日当2,000円＋交通費加算額500円＝2,500円 ・イの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,000円＝3,000円 ・ウの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,500円＝3,500円 居住地と開催地との往復移動距離が100km以上の場合、 エ 100km以上【『Yahoo地図』ルート→自動車・検索「おすすめ」】（試算往復距離＝40km）×37円） 【例】：（片道111.88km×2＝40km）×37円＝6,799円＋日当2,000円＝8,799円→8,800円（100円単位に四捨五入） ※ 旅費の算出方法が分からない場合、本協会事務局に確認し清算してください。 (5)リモート（ZOOM）会議等への参加日当は、1,000円	・切手、はがき、宅急便代、電話代等 (1)事務所のインターネット接続費やシステム利用代金等 (2)公式ホームページの運用・維持に係る費用 ◆通信費および渉外活動費 -役員および評議員報酬ならびに費用に関する規定に準じ専務理事が別に定める。	・筆記用具類、コピー用紙等事務用品 消耗品「医学委員会救急関連備品含む」 ※協会、連盟で管理され、個人所有とならないもの ◆感染症対策に付随する消耗品等	◆現存する備品の経年劣化などを考慮し、その額を算出する。	◆名刺や挨拶状、会報等の印刷代 ◆事業報告書の印刷代	◆事務所の賃借料 ・リース料、レンタル料等物品を賃貸するための支出	◆事務所の水道代、ガス代、電気代、灯油代等の費用	◆印紙税、登録免許税等	・専門家（税理士、弁護士等）の報酬	・法人外部に対する業務の委託・外注に要する費用	◆事務所に関わる保険（地震保険、火災保険等）その他	◆試合球、デジタルカメラ、ショット加が、TOレット、ピンス等の購入代 ・「バ」リカ、アリンカ等の購入に要する費用 ・器具備品費の購入は、下記条件全てを満たす場合のみ ①各地区が（備品/資産管理台帳を作成）管理し個人所有とならないこと ②HBAが備品/資産管理台帳の提出を求めた場合に応じられること	◆スポーツ協会等への会費等の負担金支出 ※対象経費に関する支払に限る	◆銀行振込手数料 ◆年間MVP賞購入費 ◆中高体連個人賞購入費 ◆賞状一括発行する印刷代	◆農巾に要する費用	◆ごみ処理費	◆交付金の対象となる経費（対象経費）【ア～ド】 (1)対象経費は、都道府県協会の法人運営に係る経費（管理費）であればなりません。 (2)対象年度に支出した経費に限ります。	